



「家庭裁判所創立70周年と少年事件」

～法の日週間に寄せて～



東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 園 原 敏 彦

家庭裁判所が昭和24年1月1日に家事審判所と少年審判所を統合するかたちで誕生してから70年が経ちました。この間の全国の家庭裁判所に送致された非行少年の数の推移を概観しますと、当初の約10万人から次第に増加し、昭和39年から昭和42年の間は100万人を超えていましたが、その後若干の増減はあったものの減少傾向が続き、平成元年には約50万人となり、平成20年は約17万5000人、平成30年は約6万6000人となりました。少年人口の減少がその大きな理由であることは明らかですが、少年人口の減少を上回るペースで非行少年の数が減少していることを踏まえると、それだけが理由ではないと感じます。かつての少年非行の特徴はバイクでの集団暴走、不良集団同士の抗争などの集団型の非行が多いことでした。一つの事件で多数の少年が家庭裁判所に送られてくることも珍しくありませんでしたが、最近では共犯者多数の事件はほとんど見られなくなりました。集団型の非行がめっきり減ってきた背景には、スマートフォンの普及があるように感じます。スマートフォンの普及は、少年たちに新たな娯楽や活動の選択肢を広げ、時間の使い方を変えるなど少年たちのライフスタイルの変化をもたらし、しかも他者とのつながりがスマートフォンを介したものと変わり、直接的な交流を減少させています。こういったことが不良集団や不良集団と密接に関係していた不良文化の衰退に拍車をかけているのではないかと指摘されています。

ところで、最近の少年非行を見てみますと、依然として特殊詐欺の受け

子などとして関わる事件が多くあるほか、スマートフォンやSNSを利用した盗撮等の事件や児童ポルノの所持・提供・製造といったいわゆる非接触型の事件が増えています。また、コミュニケーションを取ることが苦手な少年、自分の気持ちや感情を素直に出せずに表面的な人間関係しか持てない少年、学校や地域で孤立しがちな少年、親子関係が希薄な少年などが増えているように感じます。加えて、非行少年の数は減少している一方で再非行に至る少年が比較的高い割合で推移しているのも気がかりな点です。新しいタイプの非行と最近の少年像はリンクしていると思われる問題であり、家庭裁判所としては、行動諸科学等の知見を活用して、非行のメカニズムを解明し、少年の抱える問題に応じた教育的な働き掛けを講じた上で、その結果も踏まえて適切な処遇選択を行うことがこれまで以上に求められています。また、再非行防止に向けた教育的な働き掛けの有効性の検証も必要です。

最後に、少年の健全育成は社会的要請であり、再非行防止は国の重要な施策の一つになっています。家庭裁判所における少年審判手続はこれまでもそうでしたが今後も時代の要請に応えながら少年の健全育成を図っていきます。少年審判手続の重要性について関心をもっていただければ幸いです。